

令和8年度 生徒募集要項



埼玉県立滑川総合高等学校 全日制・総合学科・男女共学

1 募集人員

募集人員280名。転編入学者の募集人員2名は募集人員の内数である。

2 出願資格

出願できる者は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校等に在学している者は、出願できない。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者、又は公立高等学校長が出願を承認した者、又は埼玉県教育局県立学校人事課長が出願資格を認定した者。

3 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点を、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認し、調査書をアップロードした上で承認する。
- ウ 入学選考手数料(2,200円)を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ア～ウを行うことができる期間

令和8年1月27日(火)正午 から 2月10日(火)正午まで

(2) 出願書類

志願者又は出身中学校長は、本校に対し、以下の書類を提出すること。書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

- ア 調査書(様式1)
災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。
- イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表
過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。
- ウ その他必要な書類等
- エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

出願書類は、原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参によって提出することもできる。ただし、電子データの提出とあるものは、郵送又は持参は不要である。

ア 調査書（出身中学校長が提出）

提出期間	令和8年1月27日（火）正午 から 2月10日（火）正午まで
提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。このとき、中学校長の公印は省略する。

ただし、私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願の場合は、紙の調査書に公印を押印の上、(3)ウの方法により、出身中学校長又は志願者がその他必要な書類とともに、郵送又は持参により提出する。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（出身中学校長が提出）

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表在中」と朱書きすること。	直接持参する。

ウ その他必要な書類（志願者又は出身中学校長が提出）

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により提出する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月13日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※送付票（様式21）は不要である。	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

5 志願先変更

(1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。ただし、下記期間に書類の提出ができない場合は、事前に本校に連絡し、令和8年2月20日（金）午前9時から正午までの間に提出すること。

期間	令和8年2月18日(水) 午前9時から 2月19日(木) 午後4時まで
書類提出期間	令和8年2月18日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月19日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3(1)~(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。詳細は、「電子出願の利用の手引き」(県ホームページに掲載)に定める。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において他の県立高等学校に志願先変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 本校から市立高等学校へ志願先変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。

イ 出願書類の提出

(ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更届」(様式8)を、先に本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

(イ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願する高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に本校に提出している場合には、改めて提出する必要はない。

6 志願取消

志願取消を希望する者は、出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

詳細は、別途「電子出願利用の手引き」(県ホームページに掲載)にて定める。

7 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日(金)午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

8 学力検査

(1) 志願者は、**令和8年2月26日(木)**に本校で行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「9 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニングテストを含む)の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。

(4) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

(5) 障害のある志願者及び保護者は、希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」(様式18)を出身中学校長を経て本校校長に提出することができる。

(6) 怪我や病気等により学力検査等の際に配慮が必要と考えられる生徒をもつ出身中学校長は、「怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について」(様式20)を整え、本校に出向き、本校校長に事情を説明すること。

9 面接

(1) 志願者は、**令和8年2月27日(金)**に本校で行われる面接を受けなければならない。

(2) 面接は、個人面接とする。

(3) 面接開始時刻は、午前9時の予定である。(詳細は受検票発行時に記載されるURLから確認すること)

(4) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

10 追検査

(1) 次のア又はイに該当する者は、令和8年3月3日(火)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和8年2月27日(金)に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者。

イ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された者。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式 16）を令和8年2月27日（金）正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式 17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニングテストを含む）の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
- (5) 「追検査受検願」を提出した志願者に対しては、令和8年2月27日（金）の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和8年3月3日（火）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

1.1 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和8年3月6日（金）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	本校校長は、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

- (2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日（金）に、「受検票」を持参し、本校校長から書類等を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

1.2 入学許可候補者説明会の実施

入学許可候補者は、本校で実施する入学許可候補者説明会に保護者とともに出席すること。

日時	令和8年3月18日（水）午後1時から（予定）
場所	本校体育館
内容	発表の際に配布する「入学のしおり」に示す。

本要項に定められていない事項・内容については、
「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。



埼玉県立 滑川総合高等学校

総合学科

〒355-0815 埼玉県比企郡滑川町月の輪4丁目18番地26
TEL 0493-62-7000 FAX 0493-61-1061
<https://nameso-h.spec.ed.jp/>



■学校までのアクセス

東武東上線
「つきのわ駅」北口から徒歩6分

■「つきのわ駅」までのアクセス

東武東上線「川越市駅」から乗車28分
東武東上線「坂戸駅」から乗車17分
東武東上線「寄居駅」から乗車25分